

公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属臨床研究施設における
公的研究費による研究実施規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属臨床研究施設研究部の研究者が行う研究のうち、公的研究費による研究について、その取扱いの方針を定め、もって公的研究費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

(対象となる研究費)

第2条 この規程における公的研究費とは、各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から配分される競争的研究資金等であって、次の各号に掲げるものをいう。

- 1) 研究期間における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）の別紙「競争的資金等一覧」に掲げるもの
- 2) 厚生労働科学研究費補助金
- 3) その他、予め、施設長が事務委任を行うことを承諾した研究費等

(組織、研究を行う職)

第3条 研究部門の研究者は、別に定める採用規定に従い、以下の項目に該当するものいずれかをもって任期3年として選考・認定される。

- (1) 過去3年間の原著論文発表数が5件以上の者
 - (2) 過去3年間に競争的資金による研究において主任研究者もしくは分担研究者、研究協力者として研究活動を行った者
 - (3) 榊原記念病院臨床研究助成委員会より認定されて研究費を助成された者
2. 研究部門の運営に関する重要事項を審議し、円滑・適切に運営する為に研究運営会議を置く。
 3. 附属臨床研究施設代表は研究運営会議の方針に則って研究部の業務全般を統括する。

(研究計画の策定)

第4条 研究者は、公的研究費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを臨床研究施設の長に提出するものとする。

(研究成果の取扱い)

第5条 研究者は、公的研究費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の評価)

第6条 公的研究費による研究を行う研究者は、公的研究に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを臨床研究施設の長に提出するものとする。

また研究者は、毎年研究実績とCOIを臨床研究施設の長に報告し、資格継続の妥当性と適格性

の評価を研究運営会議において受けねばならない。

2. 統括管理責任者は、研究者の研究成果と COI からなる報告書に対する研究運営会議の評価結果を、公益財団法人日本心臓血圧研究振興会 研究委員長に報告する。

(研究データの保存、開示)

- 第7条 研究者は研究活動により自らが作成、取得した研究データを後日検証の必要な際に利用できるよう、当該研究成果を発表した後 10 年間適切に保管しなければならない。
2. 研究者は防止委員会等から研究データ開示の必要性を求められた場合これに応じなければならない。
 3. 研究者が保存期間中に退職となる場合、当該研究データは研修・研究担当副院長の責任の下に臨床研究支援室が保管する。

(管理等の事務)

- 第8条 公的研究費の事務は別途定める「公的研究費に関わる職員の職務分掌」に基づき、事務部門が行う。事務管理責任者は公的研究費の適正な運営・管理及び研究遂行に関する事務手続きについて責任と権限を有すると共に、事務手続きについて、不正な手続きを防止し、不正防止計画の推進及び効率的な研究の遂行について監視するものとする。

(法令等の遵守)

- 第9条 研究者は公的研究費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに厚生労働省、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。
2. 研究者及び競争的資金等の運営・管理に係る全ての構成員は、前項に関する誓約書を提出する。提出がない研究者の公的研究費の申請は、機関承認されない。

附則

- この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 23 年 7 月 1 日に修正、施行する。
- この規程は、平成 23 年 8 月 22 日に修正、施行する。
- この規程は、平成 23 年 9 月 1 日に修正、施行する。
- この規程は、平成 26 年 10 月 1 日に修正、施行する。
- この規程は、平成 30 年 9 月 1 日に修正、施行する。